

青森地方最低賃金審議会 第7回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月28日(木) 午前10時00分～午前11時15分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

(事務局 室長補佐)

定刻となりましたので、ただ今より、第7回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、9名の方から傍聴申し込みがなされ、本日、傍聴されていることを報告いたします。

それでは、以降の議事につきまして、石岡部会長、よろしくお願いいたします。

(石岡部会長)

それでは、よろしくお願いいたします。

本日、専門部会も第7回ということになっていますので、何とか今日、最終的な金額を決めるところまでいきたいと思っております。

この後、本審も控えていますので、あまり時間がありませんので、スムーズに時間短縮で進行をしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、最初から個別協議に入るということによろしいでしょうかね。

最初に労働者側からお聞きしてよろしいですか。

使用者側は、お待ちいただけますでしょうか。

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

それでは、全体会議を再開したいと思います。

労使双方の御意見を伺いましたが、残念ながら一致点には至りませんでした。

従いまして、公益の立場で、これまで経過、労使双方の主張を斟酌した上、議論いたしました。

公益見解でございます。

令和7年度の青森県最低賃金の改正に当たっては、7回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済雇用状況等の地域の実情を踏まえ、適切な金額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところでございます。

審議においては、労使双方の御意見を考慮しつつ、専門部会として一致点を取りまとめるべく最大限努めてきたところではあります。

しかしながら、主張の隔たりは大きく、残念ながら最終的な合意には至りませんでした。

この際、公益委員としては、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情を踏まえ、加えて中賃の答申を参考としつつ、諸般の事情を総合的に勘案して、公益委員としての見解を表明することといたします。

現行の青森県最低賃金、時間額953円を76円引き上げ、1,029円とすることを提案いたします。

労使双方が主張する金額とは隔たりがある金額ではありますが、県内の最低賃金近傍で就労する労働者の労働条件改善、地域経済の健全な発展に労使共、力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に御理解と御賛同を賜りたいと思います。

中賃の目安を12円上回る額を出しましたが、これは、1つとしては、青森県内の人口流出に歯止めをかけるために青森県内と県境を接する、これは岩手、秋田に留まらず、北海道との比較も重要だというふうに考えておりますが、それ以外の青森県と比較して賃金水準の高い地域への労働力人口の流出にも注意し、これらの地域との地域間格差の是正を図っていく必要があること。

また、本県においては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さいこと。憲法25条が定める、健康で文化的な最低限度の生活を営むための金額として、国が示しているものと最低賃金の差が全国でも3番目に低い、これは、重視しなければいけない問題だというふうに考えております。

また、青森県内においても、依然として、県民の全てが生活する上で欠かすことができない食料品の物価上昇が続いている、また、青森県の地理的特性から、県内で生活する上で必要不可欠な冬季における灯油の物価上昇率が高いこと。

このようなことに配慮した結果であります。

また、改正後の青森県の最低賃金の発効日につきましては、大幅な賃上げ額の影響と事業主が活用する各種支援策の申請手続きに要する時間等を考慮し、法定発効による最短の日ではなく、本専門部会で指定した令和7年11月21日を発効日としたいと思いません。

この結論が、最低賃金近傍で働く者を含む、県内労働者の生活水準の向上及び県内事業者の人手不足の解消、並びに若年者の県外流出、県外転出率の縮小に繋がることを期待しております。

以上です。

というわけで、結論といたしましては、現行時間額を76円引き上げるという見解を出

しました。

また、発効日については、令和7年11月の21日といたしました。

皆様には、譲歩をお願いする結果となりましたけども、専門部会としては、結論を出さなければいけないという責務もありますので、何卒、御理解を賜りたいと思います。

できれば、全会一致で御賛成いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小山田委員)

よろしいですか。

(石岡部会長)

はい、どうぞ。

(小山田委員)

ただ今、部会長さんのお話、非常に苦勞されてまとめられたというふうなことで受け止めております。

我々、使用者側でありますので、今回の過去最高の金額、アップ率、こういうことを勘案いたしますと、県内の中小企業、小規模事業者に与える影響は相当なものが考えられます。

そういう中で、一定の猶予期間ということで11月21日ということがございますけれども、この日にちというものは、各種支援策ということがございますけれども、その他に各企業さんにおける給与体系の見直しであったり、価格転嫁の交渉であったり、そして、これからの事業計画を立てる上で、非常に厳しい、タイトなスケジュールだというふうに受け止めております。

今までよりは、ということではございますけれども、隣県と比べるわけにはいきませんが、秋田県さんは80円を上げて、発効日が年明け3月31日というふうなことでお聞きしておりますので、そういうことを勘案すると、相対的に考えてもやや厳しい、使用者側にとって厳しい内容だなというふうに受け止めております。

いずれにしても、県内、人口減少が激しい中で、どう事業を継続し、雇用を守っていくのか、これが、青森県において最大の課題だというふうに、私、認識しておりますけれども、そういう観点から考えた場合に、確かに、今の物価上昇に配慮した率というところについては、これは、労働側さんも、これまで主張してきたとおりでありますし、そこは十分、労働者側の立場として理解できるわけがございますけども、やっぱり事業が継続させないと、雇用というのは維持できませんし、もしかすると雇用条件も、例えば、時短になるとか、そういうふうな副作用も考えられますので、そういう意味では、我々としては、納得できる内容ではないというふうなことをここで表明させていただきます。

(石岡部会長)

反対という御意見がございましたので、採決を行いたいと思います。

公益案に賛成の方は挙手をお願いします。(公益委員2名、労側委員3名が挙手)

それでは、反対の方、挙手をお願いします。(使側委員3名が挙手)

公益案に賛成の方が5名、反対の方が3名ということですので、公益案について採決すると、公益案に賛成ということで議決するということにし、現行時間額にプラス76円ということで結審するということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局の方でもう一度、確認をしていただけますか。

(事務局 賃金室長)

それでは確認させていただきます。

令和7年度の青森県最低賃金は、現行時間額に76円プラスということでありますので、時間額953円プラス76円で1,029円となります。

引き上げ率は7.97%となります。

本日、11時半から本審で部会報告を行った後、答申をいただき、異議の申し出を受付する旨公示し、異議の申し出があった場合には、9月16日15時より開催される本審において、異議申出の取扱いを審議していただく予定としております。

また、金額改正となりますので、官報公示を行いまして、発効予定日は、令和7年11月21日ということになります。

本審議会に報告する部会報告の案をお配りいたします。

(石岡部会長)

ただ今、事務局から配布されました部会報告の案について、御確認をいただきたいと思っております。

この案について、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告をもって、本審議会に報告することといたしたいと思っております。

大変困難な状況の中、大変また回数を重ねて長時間にわたる慎重な審議、そして最終的な御判断に対しまして感謝申し上げます。

それでは、本年度の専門部会は、これをもって終了といたします。

どうも長時間にわたり大変ありがとうございました。

お疲れ様でした。